

開示項目一覧

信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づく開示項目

単体(信用金庫法施行規則第132条等における規定)	ページ
1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
(1) 事業の組織	21
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	22
(3) 事務所の名称及び所在地	1
2. 金庫の主要な事業内容	22
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	6
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	
ア. 経常収益	25
イ. 経常利益又は経常損失	25
ウ. 当期純利益又は当期純損失	25
エ. 出資総額及び出資総口数	25
オ. 純資産額	25
カ. 総資産額	25
キ. 預金積金残高	25
ク. 貸出金残高	25
ケ. 有価証券残高	25
コ. 単体自己資本比率	25
サ. 出資に対する配当金	25
シ. 職員数	25
(3) 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	
ア. 主要な業務の状況を示す指標	
(ア) 業務粗利益及び業務粗利益率	35
(イ) 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支	35
(ウ) 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	35
(エ) 受取利息及び支払利息の増減	35
(オ) 総資産経常利益率	35
(カ) 総資産当期純利益率	35
イ. 預金に関する指標	
(ア) 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高	36
(イ) 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	36
ウ. 貸出金等に関する指標	
(ア) 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	37
(イ) 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	37
(ウ) 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	38
(エ) 使途別の貸出金残高	37
(オ) 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	37
(カ) 預貸率の期末値及び期中平均値	38
エ. 有価証券に関する指標	
(ア) 商品有価証券の種類別の平均残高	39
(イ) 有価証券の種類別の残存期間別の残高	40
(ウ) 有価証券の種類別の平均残高	40
(エ) 預証率の期末値及び期中平均値	39
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	26・48～50
(2) 法令遵守の体制	27
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	9～12
(4) 金融ADR制度への対応	28
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	31・32
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
ア. 破綻先債権に該当する貸出金	38
イ. 延滞債権に該当する貸出金	38
ウ. 3ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金	38
エ. 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	38
(3) 自己資本充実の状況	26・41～50
(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
ア. 有価証券	39・40
イ. 金銭の信託	39
ウ. デリバティブ取引(第102条第1項第5号に掲げる取引)	40
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	38
(6) 貸出金償却の額	45
(7) 金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	32
6. 報酬体系について	61

連結(信用金庫法施行規則第133条等における規定)	ページ
1. 金庫及びその子会社等の概況に関する事項	
(1) 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	25
(2) 金庫の子会社等に関する事項	
ア. 名称	25
イ. 主たる営業所又は事務所の所在地	25
ウ. 資本金又は出資金	25
エ. 事業の内容	25
オ. 設立年月日	25
カ. 金庫が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	25
キ. 金庫の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	25
2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	54
(2) 直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標	
ア. 経常収益	54
イ. 経常利益又は経常損失	54
ウ. 当期純利益又は当期純損失	54
エ. 純資産額	54
オ. 総資産額	54
カ. 連結自己資本比率	54
3. 金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項	
(1) 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書	51
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
ア. 破綻先債権に該当する貸出金	54
イ. 延滞債権に該当する貸出金	54
ウ. 3ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金	54
エ. 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	54
(3) 自己資本の充実の状況	26・48～50・55～61
(4) 金庫及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの	54

任意開示項目	ページ
1. 個人のお客さまへの取組み	13～16
2. 地域貢献活動への取組み	17・18
3. 魅力ある人材の育成	19
4. 活気ある職場づくり	20
5. 総代会制度	23・24
6. お客さまの満足度向上に向けた取組み	28
7. 沿革	29
8. 店舗のご案内	64

開示項目一覽

金融庁告示による開示項目

単体における定性的開示事項

ページ

1.自己資本調達手段の概要	42
2.自己資本の充実度に関する評価方法	42
3.信用リスクに関する次に掲げる事項	
(1)リスク管理の方針及び手続の概要	48
(2)標準的手法が適用されるポートフォリオについて次に掲げる事項	
ア.リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	45
イ.エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	45
4.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	48
5.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	50
6.証券化エクスポージャーに関する事項	50
7.オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項	
(1)リスク管理の方針及び手続の概要	49
(2)オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	49
8.銀行勘定における信用金庫法施行令第11条第7項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	49
9.銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項	
(1)リスク管理の方針及び手続の概要	49
(2)内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要	49

単体・連結における定量的開示事項

ページ

1.自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他の金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称	56
2.自己資本の充実度に関する次に掲げる事項	
(1)信用リスクに対する所要自己資本の額及びポートフォリオごとの額	43-57
(2)オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及び次に掲げる手法の額	43-57
基礎的手法	
(3)総所要自己資本額(国内基準)	43-57
3.信用リスク(証券化エクスポージャーを除く)に関する次に掲げる事項	
(1)信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳	43-44-57-58
(2)信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳	
ア.地域別	43-57
イ.業種別又は取引相手の別	44-58
ウ.残存期間別	44-58
(3)3ヶ月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳	
ア.地域別	44-58
イ.業種別又は取引相手の別	44-58
(4)一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額	
ア.地域別	45-59
イ.業種別又は取引相手の別	45-59
(5)業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額	45-59
(6)標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第15条第1項第2号及び第5号又は第37条第1項第2号及び第247条第1項の規定により1,250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額	45-59
4.信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項	
(1)標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額	46-60
適格金融資産担保	
(2)標準的手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャーの額	46-60
5.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	46-60
6.証券化エクスポージャーに関する事項	47-60

7.銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額	
ア.上場株式その他これに類する出資等又は株式等エクスポージャー及びそれ以外の出資等又は株式等エクスポージャー	47-61
イ.子会社及び関連会社株式並びにその他有価証券	47-61
(2)出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	47-61
(3)貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	47-61
(4)貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	47-61
8.銀行勘定における金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額	46

連結における定性的開示事項

ページ

1.連結の範囲に関する次に掲げる事項	
(1)自己資本比率告示第3条の規定により連結グループに属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点	56
(2)連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容	25
(3)自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容	25
(4)連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称	56
(5)連結グループ内の資金及び自己資本の移動にかかる制限等の概要	56
2.自己資本調達手段の概要	42
3.連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要	42
4.信用リスクに関する次に掲げる事項	
(1)リスク管理の方針及び手続の概要	48
(2)標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項	
ア.リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	59
イ.エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	59
5.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	48
6.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	50
7.証券化エクスポージャーに関する事項	50
8.オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項	
(1)リスク管理の方針及び手続の概要	49
(2)オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	49
9.銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	49
10.銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項	
(1)リスク管理の方針及び手続の概要	49
(2)連結グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要	49